勤務条件明示書

カルカ木 (十り) 小首 (4) (4) (4) (4) (4) (4) (5) (4) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7		
任用の根拠	生徒指導アドバイザー取扱要領	
任期	令和〇年〇月 ~ 令和〇年〇月	T
勤務場所	(採用直後)	(変更の範囲)
	配置校	変更なし
職名	職 名 生徒指導アドバイザー	
業務内容	(採用直後) ①生徒指導に関する計画立案における助言 ②校内における生徒指導の支援	(変更の範囲) 変更なし
	③校外における生徒指導の支援 ④その他の生徒指導に係る業務	
勤務時間	1日4時間 × 週3日 = 週12 時間	
時間外勤務の有無	なし	
休憩時間	なし ※1 日の勤務時間が6時間を超える場合は45分を与える。	
休暇等	 1 年次有給休暇 ・雇用開始日現在において 5 日 ※取得は原則1日単位(時間単位での取得も可)。 ※1日 = 4時間 2 その他の休暇 (1)有給(要領第16条の定めによる) ・選挙権その他公民としての権利の行使(必要と認める期間) ・裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭(必要と認める期間) ・結婚休暇(逮嫌する7日の範囲内の期間) ・不妊治療に係る通院等 ・妊産婦である女性の保健指導又は健康診査 ・妊娠中の女性の通勤時における母体又は胎児の健康保持 ・妊娠中の女性の用産 ・配偶者の出産 ・配偶者の出産 ・配偶者の出産に伴う、子の養育 ・忌引 ・夏季休暇 ・地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等における交通遮断・地震、水害、火災その他の災害による現住居滅失。食料等確保 (2)無給(要綱第17条) ・療養休暇(公務上の傷病の場合、必要と認める期間。私傷病の場合、1の年度において10日の範囲内の期間) ・ドナー休暇(必要と認める期間) ・女性の生理(請求した期間) ・女性の生理(請求した期間) ・女性の生理(請求した時間) ・女性の生後満1年に達しない子の育児(1日2回各30分) ・小学校就学始期に達するまでの子の看護(5日(2人以上の場合10日)) ・2週間以上の看護や世話(5日(2人以上の場合10日)) ・2週間以上の看護や世話(5日(2人以上の場合10日)) 	
報酬	時給 1,700円	
災害補償	労働者災害補償保険適用	
条件付採用	 ・地方公務員法第22条の2第7項の規定により、採用の日から1月間は条件付採用期間となる。 ・職員の任用に関する規則第15条の2の規定により読み替える同第15条の規定により、採用後1月間に実際に勤務した日が15日間に達しない場合は、日数が15日に達するまで条件付採用期間が延長されることになる。 ・その他、同条の規定により、服務及び勤務状況等を勘案した上で、任命権者が特に必要があると判断しております。 	
その他	・地方公務員法に基づき服務規律が適用される。 《服務規律の一例》 ・信用失墜行為の禁止(第33条) ・秘密をも守る義務(第34条) ・職務に専念する義務(第35条)	